

令和6年度第2回鹿屋市国民健康保険運営協議会【書面開催】会議録

1. 開催期間 令和7年2月10日～令和7年2月26日

2. 出席委員 14人

※書面開催に伴い、すべての委員からの意見書が提出されたことから、全委員の出席があったものとみなす。

3. 議事

- (1) 令和6年度国民健康保険事業特別会計3月補正（案）について
- (2) 令和7年度国民健康保険事業特別会計当初予算（案）について
- (3) 令和7年度国民健康保険税の課税限度額について
- (4) その他

4. 開催要件の確認

令和6年度第2回鹿屋市国民健康保険運営協議会における書面開催については、委員の3分の1以上の者が書面により会議に付議すべき事項を示し、協議会の招集を請求していないことから、鹿屋市国民健康保険条例施行規則第6条で定める会議の開催要件を満たしていることを踏まえ会議が開催されたものとする。

5. 委員からの意見、質問 別紙のとおり

令和6年度第2回鹿屋市国民健康保険運営協議会（書面開催）結果について

1 議事事項

- (1) 令和6年度国民健康保険事業特別会計3月補正（案）について
意見なし
- (2) 令和7年度国民健康保険事業特別会計当初予算案について
意見なし
- (3) 令和7年度国民健康保険税の課税限度額について
意見なし

2 その他国民健康保険制度等について

【意見①】

高額療養費が話題となっている。長期に入院している方々、低所得の方には負担が大きくなり、生活の質も下がりそうですが

【回答】

高額療養費の見直しは国会で議論されており、現段階では今年8月の引上げは見送りとなりました。今後も国の動向に注視し、変更となる際は被保険者のみなさんに滞りなく周知していきます。

【意見②】

保険税について、どのように計算されているか分からない。

【回答】

鹿屋市の国民健康保険税の計算方法は、「別紙②」にまとめましたのでお目通しください。

鹿屋市の国民健康保険税の算定について

国民健康保険税は、国民健康保険の医療費を加入者で支えるための大切な税金です。

・国民健康保険税 = I 医療分 + II 後期高齢者支援分 + III 介護分

区 分	①所得割	②均等割	③平等割
I 医療分	7.50%	25,200 円	22,700 円
II 後期高齢者支援分	3.50%	10,500 円	8,800 円
III 介護分	2.50%	9,200 円	5,800 円
合 計	13.50%	44,900 円	37,300 円

鹿屋市では、「3方式」（所得割、均等割、平等割）という方法で算定され、各世帯の所得や加入者数に応じて決まるため、個々の状況によって税額は異なります。

①所得割	前年の所得に応じた税で、所得が多いほど税金も高くなる。具体的には、加入者それぞれの前年の所得から基礎控除額（43万円）を差し引いた額の合計に率を乗じる。
②均等割	国民健康保険に加入している全ての人に対して均等に課せられるもの。加入者一人ひとりに対して一定の金額が設定されており、世帯の人数が多いほど均等割の負担も増える。（加入者1人当たりの金額）
③平等割	国民健康保険に加入している全ての世帯に対して同じ金額が課せられるもの。加入者全員が平等に医療サービスを利用できるようにするために設けられており、所得や資産に関係なく1世帯当たり一定の金額が設定されている。

※ 県内全市町村で3方式を用いていますが、税率は各市町村で異なります。

国民健康保険税の内訳はさらに、「医療分」、「後期高齢者支援分」、「介護分」があり、それぞれで計算されたものを合算して決定されます。

I 医療分	国民健康保険に加入している人が医療サービスを受けるための費用を支える部分。具体的には、病院での診察や治療、入院などにかかる医療費を賄うための資金となる。
II 後期高齢者支援分	75 歳以上の高齢者や特定の条件を満たす 65 歳以上の人々を支援するための費用。高齢者が医療サービスを受ける際の負担を軽減するために使われる。高齢者が安心して医療を受けられるための役割を果たしている。
III 介護分 (40 歳から 65 歳まで)	高齢者や障害者が必要とする介護サービスを支えるための費用。これには、訪問介護や施設での介護サービス等の費用が含まれ、介護が必要な方が適切な支援を受けられるようにするための役割を果たしている。

◆鹿屋市の保険税は以下の計算式で現在は算出されています。

＜参考例＞70 歳 1 人加入の場合

(給与収入 180 万、年金収入 150 万円)

国民健康保険税【年額：182,600 円】

＜医療分＞ 所得割：(合計課税所得) × 7.5% 均等割：25,200 円 × 被保険者数 平等割：22,700 円	＜医療分＞ (課税所得：105 万円) × 7.5% ÷ 78,700 円 25,200 円 × 1 人 = 25,200 円 22,700 円 <u>医療分合計 126,600 円</u>
+ ＜後期高齢者支援分＞ 所得割：(合計課税所得) × 3.5% 均等割：10,500 円 × 被保険者数 平等割：8,800 円	+ ＜後期高齢者支援分＞ (課税所得：105 万円) × 3.5% ÷ 36,700 円 10,500 円 × 1 人 = 10,500 円 8,800 円 <u>後期高齢者支援分合計 56,000 円</u>
+ ＜介護分＞ 所得割：(合計課税所得) × 2.5% 均等割：9,200 円 × 被保険者数 平等割：5,800 円	+ ＜介護分＞ ※40 歳以上 65 歳未満の場合のみ負担のため、70 歳は負担なし。 <u>介護分合計 0 円</u>